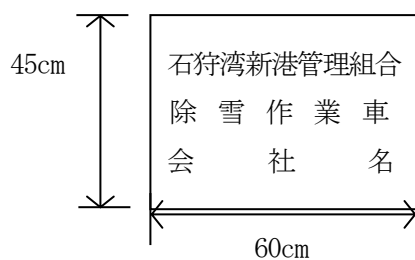


石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務仕様書

1. 業務委託期間は、令和3年11月契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。
2. 除排雪路線は、別紙路線図及び路線延長一覧表の区域及び路線とするが、業務担当員の指示する箇所とする。
3. 早朝除雪完了時間は通常7時30分までとすること。
4. 受託者は、委託契約締結後7日以内に業務処理計画書を提出すること。
なお、当該計画書の記載事項については、石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務処理要領によるものとする。
5. 受託者は、業務処理責任者を決定し業務担当員に報告するとともに、現場における指揮、監督、路線のパトロールを十分に行うこと。また、業務処理責任者が不在の時は代理人をおき常に対応できる状態をとること。
6. 除排雪作業を実施するにあたり、運転者の適正な配置と除雪機械ごとに運転者の責任体制を明確にし、除排雪作業体制の確立をはかるものとする。
7. 新雪除雪の出動基準については業務担当員の指示に従うこと。
また、吹き溜まり箇所の早期発見に努め、迅速に処理を行うこと。
8. 路面整正については、路面状況が交通の支障となるおそれがある場合に実施すること。
また、管理組合の指示した箇所において路面整正後の路面状況がスリップ事故等の原因にならない様に処置すること。
9. 拡幅除雪・段切除雪については、業務担当員と協議の上、出動すること。
ただし、断続的な降雪等により必要幅員の確保が困難な場合は、業務担当員に連絡の上、出動すること。
10. 歩道除雪については、業務担当員の指示により行うこと。
11. 排雪作業については、業務担当員の指示により行うこと。
12. 除排雪作業中に道路構造物等を破損した場合は、速やかに業務担当員に報告し、指示を受けること。また、これらの補修に要する経費は受託者が負担すること。
13. 除排雪作業車には、走行距離とスピード、又はエンジン回転数の記録されるタコメーターを装着し、そのチャート紙を業務担当員に提出する除雪業務日誌に添付するものとする。

14. 除排雪作業車には次に示す看板を作業車の後方に装着するものとする。



- ・ 板の色 : 黄色
- ・ 文字の色 : 黒色

15. 除排雪作業車には必ず助手を同乗させ、運転手とともに除排雪作業中の安全管理に努めるものとする。助手を同乗させる車両は以下のとおりとする。
- ・ 除雪トラック（専用車） 10 t 専用車
 - ・ 除雪トラック（専用車） 7～10 t 専用車
 - ・ ロータリー除雪車 130 < X ≤ 300 PS
16. 除排雪作業車には回転灯(黄色)を装着し、作業中に点灯して通行人及び通行車両等に作業中であることを明示するとともに十分な安全の確保を図ること。ただし、作業以外のときには、回転灯を点灯してはならない。
17. 業務担当員の指示に従い、埠頭内に設置された埠頭保安施設の機能を損なわない様に除排雪作業をすること。

特記仕様書

「法定外の労災保険」の付保

本委託業務の受託者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

- ・この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- ・受託者は、本委託業務の委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本委託業務に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- ・受託者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- ・契約書23条に基づき本委託業務の期間を変更したことにより、委託期間が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに変更後の委託期間による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- ・本委託業務で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務処理要領

1. 適用範囲

当業務処理要領は、石狩湾新港管理組合が委託した港内道路及び施設の除排雪業務の処理に適用する。

2. 法令の遵守

受託者は、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなければならない。

3. 業務処理計画書

業務処理計画書には、次の事項を記載し提出しなければならない。

- ① 作業要員の構成及び作業命令系統
- ② 除雪機械等の配置計画及び除雪経路、新雪除雪所要運行時間表（一般的降雪時）
- ③ 除排雪作業方法
- ④ 連絡体制
- ⑤ 除雪機械運転員等の氏名及び免許・資格
- ⑥ 安全管理、訓練、講習等の具体的計画

4. 事前準備

- (1) 受託者は降雪前に道路の状況を確認すること。
- (2) 前項により道路の付属物及び占用物件等の状況を確認し、事故の防止に努めなければならない。

5. 作業の安全管理

- (1) 作業の実施にあたり、安全管理及び交通処理並びに作業に関する技術指導は、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 作業の実施にあたり、通行人、通行車両には十分注意を払い、一般の交通の安全を確保しなければならない。
- (3) 投雪及び飛雪の方向・距離等を十分考慮し、通行人、通行車両や沿道施設に損傷を与えたり、雪崩を発生させることの無いよう作業しなければならない。
- (4) 作業の安全を確保するため、仕様書にて指定した除排雪機械には、運転助手を同乗させなければならない。
- (5) 異常降雪、地吹雪等により、視界が悪化し作業の安全確保が困難と判断されるときは作業を一時見合わせ、業務担当員に報告しその指示を受けること。
- (6) 作業中は、除排雪機械に黄色回転灯及び「作業中注意」等の標示板を取付け、通行人及び通行車両等に作業中の危険を標示しなければならない。
- (7) 受託者は、作業従事者の健康管理に十分留意するとともに、長時間の連続作業となる場合は、適宜交代要員を配置する等、作業従事者の過労防止に努めなければならない。
- (8) 作業の実施に伴い通行規制が必要な場合は、事前に業務担当員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (9) ロータリー除雪車による拡幅及び歩道除雪を行なう場合、作業状況に応じて交通誘導員を配置し、安全管理に努めること。

6. 作業工種

除排雪業務の作業工種は概ね次のとおりとする。

① 一般除雪

・ 新設除雪

路面の積雪を路側等に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成されることを防止するために行う工種で、高速除雪を主とする。

・ 拡幅除雪

路肩部に雪堤ができて交通障害をきたす場合に行う工種で、段切り、横押、拡幅等を主とする。

・ 歩道除雪

歩道の幅員を確保するために歩道路面の積雪を路側に排除する工種で歩道用ロータリー除雪車による作業を主とする。

・ 路面整正

路面の圧雪・わだち等を除去する工種で、グレーディングを主とする。

② 人力作業

機械による除排雪が不可能な箇所の作業、融雪時の水切作業、凍結防止剤散布、その他人力による作業をいう。

③ 排雪作業

路側帯にできた雪堤を取り除く工種でロータリー除雪車による作業を主とする。

7. 作業実施前の準備

- (1) 受託者は、気象に関する情報を集め、除排雪路線の気象状況を把握しなければならない。
- (2) 受託者は、除排雪路線の路面状況等を把握しておかなければならない。
- (3) 受託者は、常に作業を実施できるよう準備体制を整えておかなければならない。

8. 作業目標

(1) 路線区分による除雪目標

区 分	除 雪 目 標
常時除雪区域 (臨港道路) 別紙箇所図参照	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。(吹き溜まりに対しても同様とする) 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
常時除雪区域 (ふ頭内道路及びエプロン) 別紙箇所図参照	異常降雪時及び深夜早朝荷役時以外は、午前7:30までに常時交通を確保する。 異常降雪時においては、昼間の常時交通を極力確保する。

- (2) 前項のほか、業務担当員の指示する箇所の除雪を実施する。

9. 作業の実施

(1) 除雪作業

- ① 受託者は、業務担当員の指示による基準により作業を実施し、8. 作業目標に定める各目標に応じる交通を確保しなければならない。
- ② 受託者は、業務担当員の指示による基準に達した場合のほか、気象情報及び道路状況等を総合判断して、必要と認められるときは作業を実施することができる。
- ③ 受託者は、必要幅員の確保が困難になった場合は、業務担当員の指示を受け拡幅除雪を実施するものとする。

(2) 排雪作業

受託者は、業務担当員の指示により排雪作業を実施すること。

10. 安全対策施設

安全対策施設は、任意仮設とする。施設は「土木工事仕様書」に示す「交通安全の管理基準」に準じたものとする。

11. 除排雪作業の出来高

(1) 除排雪作業の出来高は、次によることを標準とする。

工 種	作 業 出 来 高 水 準	備 考
新雪除雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 路面は、車両の走行に支障となるわだちが形成されないように仕上げるものとする。 (3) 既存の圧雪が軟化している部分があるときは路面整正を同時に行い作業直後に路面整正を再度行うことがないように仕上げるものとする。	道路及びエプロンは原則10cm以上の降雪で出動すること。エプロンは極力舗装面を露出させること。なお上記以外の各工種出動基準については業務担当員と協議し指示に従うこと。
拡幅除雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 沿道施設、隣接地等に支障がないよう、段切り、横押、拡幅等の工法により交通障害を生じないように必要なスペースを確保するように仕上げるものとする。	
歩道除雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 歩行者の通行に支障とならないよう仕上げるものとする。	
路面整正	(1) 段差、圧雪の軟化により、車両の走行に支障があってはならないよう仕上げるものとする。 (2) 交差点等、路面にウインドローを残さないよう路側まで押し付け仕上げするものとする。	
排 雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 車道との段差を少なくし車両の走行に支障をきたさないように仕上げるものとする。	
人力除雪	(1) 人力作業は各作業の目的に応じて仕上げるものとし、業務担当員の指示によるものとする。 (2) 凍結防止剤は支給品とする。	

(2) 他の道路との交差点では、段差を生じないように擦り付けて仕上げること。

12. 出来高管理

- (1) 各作業の出来高は、次により算定するものとする。

工種	種別	測定単位	測定方法	測定基準	摘要
新雪除雪 拡幅除雪 歩道除雪 路面整正 排雪	機械除排雪	時間 (15分単位 で7捨8 入)	記録紙	出動日1回 毎	タコグラフ 記録紙は運転 日報に添付
人力除雪	人力作業	時間 (15分単位 で7捨8 入)	工種別出来高量	作業日毎	人工数×時間

作業時間については除雪及び排雪実作業時間とし、車両保管場所～除排雪現場、除排雪現場～車両保管場所までの車両回送時間は除くこと。また、タコグラフの記入についても同様とする。

なお、タコグラフにおいて実作業時間のうち回送時間と思われるものについては、協議の上時間訂正をおこなう場合がある。

- (2) 出来高管理写真の撮影は次によるものとする。

区分	撮影区分	撮影種目	撮影管理
一般除雪 及び排雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	撮影頻度 ・ 新雪除雪は、全出動日撮影とする。 ・ その他の工種は、作業日、工種ごとに6枚程度
	出来高確認写真	降雪状況写真 幅員、路面状況写真 作業後の状況写真	
人力除雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	撮影頻度 ・ 作業日ごとに3枚程度
	出来高確認写真	作業前の状況写真 作業後の状況写真	

- (3) 撮影した出来高管理写真は、路線、作業日、工種毎に整理し、業務処理状況報告書に添付して提出しなければならない。

13. 業務処理状況報告書

- (1) 受託者は、除排雪作業を実施しようとする時、降雪量、工種、使用機械、区間、作業時間をFAX又は電話で業務担当員に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、除雪作業を実施した場合は、作業終了後速やかに、作業時間及び交通確保状況等をFAX又は電話で業務担当員に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、除雪作業を実施した場合は、道路除雪作業日誌を作成しなければならない。
- (4) 受託者は、除排雪路線の交通確保状況について、毎日、交通確保状況確認簿を作成しなければならない。
- (5) 受託者は、除雪業務報告書、除雪業務委託確認集計書、除雪業務委託確認書を月毎に作成し、(3)(4)で作成した道路除雪作業日誌及び交通確保状況確認簿を添付の上、翌月10日までに提出しなければならない。

14. 臨機の措置

- (1) 受託者は、異常降雪、地吹雪、雪崩その他危険により、交通の確保が困難となったときは、直ちに通行止めその他必要な措置を講じることができる。
- (2) 受託者は、前項の規定に基づく措置を講じた場合、直ちに業務担当員にその措置の内容を報告しなければならない。

15. 埠頭保安施設

業務担当員の指示に従い、埠頭保安施設の機能を損なわない様に除排雪すること。

16. 支給品

凍結防止剤については支給品とする。なお、支給品受け渡し時期、数量等については、別途協議とする。また、支給品の受け渡し時に受領書を提出すること。

17. その他

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

設計書に公示する機種・規格と実際に使用する機種・規格対照表

設計書に公示する機種・規格		実際に使用する機種・規格
機種	規格	
除雪トラック(専用車)	7~10 t 専用車 (ブレード付)	除雪トラック (専用車) 4×4 7T(S) (G) 4×4 7T(A) (G) 4×4 7T(V) (G) 4×4 10T(S) (G) 4×4 10T(A) (G) 6×4 10T(S) (G) 6×4 10T(A) (G) 6×6 10T(S) (G) 6×6 10T(A) (G) 6×6 10T(V) (G)
	10 t 専用車 (ブレード・W付)	除雪トラック (専用車) 6×6 10T(S) (G) (1W) 6×6 10T(V) (G) (1W) 6×6 10T(S) (G) (2W) 6×6 10T(A) (G) (2W)
除雪ドーザー(ホイール)	8≦X≦9 t (排対型1次) (ブレード付)	除雪ドーザー(ホイール) 8T(1.3~1.4 m ³) (A) 8T(1.3~1.4 m ³) (SA) 8T(1.3~1.4 m ³) (汎用) 8T(1.3~1.4 m ³) (V) 8T(1.3~1.4 m ³) (A) (排対型1次) 8T(1.3~1.4 m ³) (SA) (排対型1次) 8T(1.3~1.4 m ³) (汎用) (排対型1次) 8T(1.3~1.4 m ³) (V) (排対型1次) 8T(1.3~1.4 m ³) (A) (排対型2次) 8T(1.3~1.4 m ³) (SA) (排対型2次) 8T(1.3~1.4 m ³) (汎用) (排対型2次) 8T(1.3~1.4 m ³) (V) (排対型2次) 8T(1.3~1.4 m ³) (A) (排対型3次) 8T(1.3~1.4 m ³) (SA) (排対型3次) 8T(1.3~1.4 m ³) (汎用) (排対型3次) 8T(1.3~1.4 m ³) (V) (排対型3次) 9T(1.5~1.7 m ³) (A) 9T(1.5~1.7 m ³) (SA) 9T(1.5~1.7 m ³) (汎用) 9T(1.5~1.7 m ³) (V)

設計書に公示する機種・規格		実際に使用する機種・規格
機種	規格	
ロータリ-除雪車	130<X≤300PS	ロータリ-除雪車 160KW 級(220PS) 180KW 級(250PS) 180KW 級(250PS) (排対型 1次) 180KW 級(250PS) (排対型 2次) 180KW 級(250PS) (排対型 3次) 180KW 級(250PS) (排対型 2011) 220KW 級(300PS) 220KW 級(300PS) (排対型 1次) 220KW 級(300PS) (排対型 2次) 220KW 級(300PS) (排対型 3次) 220KW 級(300PS) (排対型 2011)
	X=80PS	ロータリ-除雪車 60KW 級(80PS) 60KW 級(80PS) (排対型 1次) 60KW 級(80PS) (排対型 2次) 60KW 級(80PS) (排対型 3次) 60KW 級(80PS) (排対型 2011)
スノースイーパー		S-250 型 スノースイーパー
ダンプトラック	10t	10t
バックホウ (ホイール)	0.35 m ³ ホイール スノーバケツ付	0.35 m ³ ホイール スノーバケツ付
パトロールカー	2000 CC 4WD	2000 CC 4WD

石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務路線延長一覽表

1. 除雪路線

東地区道路	4,642.23
東心頭線道路	1,769.00
東・花畔心頭線(海岸線)道路	1,413.23
海浜地道路	1,040.00
中央心頭内道路	420.00
東地区港内	2,372.50
東1号線道路	317.00
東4号線道路	122.00
東5号線道路	160.00
東6号線道路	160.00
東船溜線道路	618.50
東木材岸壁	185.00
東2号岸壁	260.00
東8号線道路	40.00
東9号線道路	30.00
東10号線道路	40.00
東2号物揚場	260.00
東3号物揚場	180.00
花畔地区道路	4,648.38
花畔幹線道路	1,511.69
東・花畔心頭線(防風林線)道路	909.00
東・花畔心頭線(中央心頭線)道路	759.86
中央花畔線道路	1,467.83
花畔地区港内	1,481.61
花畔心頭線道路	179.00
花畔2号線道路	57.00
花畔3号線道路	147.93
花畔4号線道路	155.01
花畔5号線道路	155.17
花畔6号線道路	127.50
花畔心頭岸壁	660.00
樽川・西地区道路	5,080.53
樽川幹線(縦線)道路	1,309.69
樽川幹線(横線)道路	1,097.10
樽川心頭線道路	812.36
花畔・樽川心頭連絡道路	947.89
西・樽川心頭線	457.02
西心頭線	456.47
樽川・西地区港内	2,379.80
樽川1号線道路	154.30
樽川2号線道路	154.30
樽川3号線道路	154.30
樽川4号線道路	154.30
樽川線道路	492.00
西2号道路	230.10
西心頭岸壁	280.00
樽川心頭岸壁	760.50

道路 計	14,371.14
港内 計	6,233.91
除雪延長 計	20,605.05

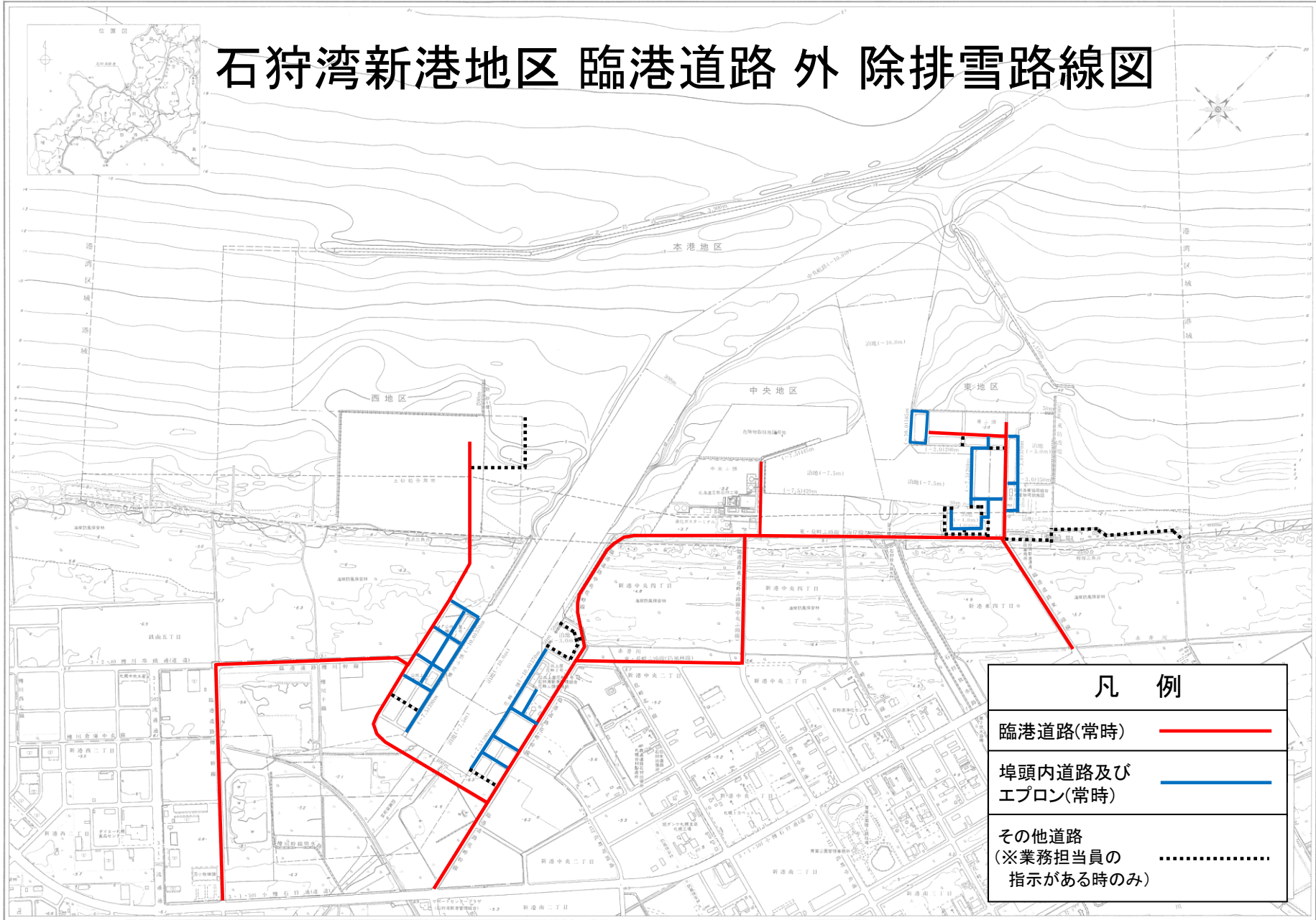
2. 排雪路線

東地区道路	
東地区港内	
花畔地区道路	1,600.00
花畔幹線道路 (道道～中央花畔線)	1,600.00
花畔地区港内	
樽川・西地区道路	350.00
樽川幹線道路	200.00
樽川心頭線道路	150.00
樽川・西地区港内	

道路 計	1,950.00
港内 計	0.00
排雪延長 計	1,950.00

石狩湾新港地区 臨港道路 外 除排雪路線図

平成七年三月作成



業務の概要

業務名	石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務
業務箇所	別紙
工期	別紙
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・業務担当者と充分打合せの上実施すること。・作業日報、写真、その他業務状況の把握出来る図面等を提出すること。・その他、別紙仕様書による。

令和 年 月 日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道 様

受託者 住 所

氏 名

印

除雪業務報告書

令和 年 月分の業務について、別紙のとおり報告します。

添付書類 様式甲 除雪業務委託確認集計書
様式乙 除雪業務委託確認書
交通確保状況確認簿
道路除雪作業日誌

除雪業務委託確認書

業務名 _____

令和 ____ 年 ____ 月分

	機 種 名	規 格	月 日	作業時間	車 番
1			月 日	:	
2			月 日	:	
3			月 日	:	
4			月 日	:	
5			月 日	:	
6			月 日	:	
7			月 日	:	
8			月 日	:	
9			月 日	:	
10			月 日	:	
11			月 日	:	
12			月 日	:	
13			月 日	:	
14			月 日	:	
15			月 日	:	
16			月 日	:	
17			月 日	:	
18			月 日	:	
19			月 日	:	
20			月 日	:	
合 計 時 間				:	

機 種 ・ 規 格	作業合計時間
	:

(第5号様式)

交通確保状況確認簿

業務名 _____

令和 ____ 年 ____ 月分

	天 候	除雪状況	交通不能箇所	交通不能延長	交通不能の原因及び対策	摘 要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

注： 除雪状況は、当該路線を目標通り除雪が実施されたか否かの程度をA， B， Cに分類して記入する。

なお、作業を行わなかった日は空欄とする。

A：目標通り達成

B：目標通り除雪出来なかったが交通はほぼ確保できた。

C：1部交通不能

(第1号様式)

道路除雪作業日誌

令和	年	月	日	記入者
----	---	---	---	-----

契約機械名	登録番号	業務実施状況																								作業時間																											
		時刻	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	路線名	時間		集計時間																							
運転者名	管理番号																											A	B	A	B																						
		作業時間																																																			
		作業路線																																																			
		作業工種																																																			
		作業時間																																																			
		作業路線																																																			
		作業工種																																																			
		作業時間																																																			
		作業路線																																																			
		作業工種																																																			
		作業時間																																																			
		作業路線																																																			
		作業工種																																																			
路線名	運搬排雪車作業実施						人力作業区間																																														
	実施区間	延長	実施時間	規格	台数	作業延時間	実施区間	作業内容	実施時間	作業人数	作業延時間																																										
線	自	km	時	t級	台		自		時		(時間×人員)																																										
	至			t級	台		至					時																																									
線	自	km	時	t級	台		自		時																																												
	至			t級	台		至					時																																									

注1：裏面の報告書作成要領により記載すること
注2：「時間」及び「集計時間」欄に記載されている区分A,Bは下記の通り。
A:5:00~22:00 B:22:00~5:00
注3：凍結防止剤等を使用した場合は、作業内容欄に使用数量を記載すること。

報告書作成要領

1. 報告書は受託者名で提出する。
2. 業務責任者は委託契約書第12条による指定者を記載する。
3. 管理番号については貸付機械の場合記載する。
4. 業務実施状況の記載
 - (1) 作業時間は15分を単位とする。
- (2) 作業路線——作業を実施した路線について時間帯を区分する。
- (3) 作業工程——仕様書に定める工種によるものとし時間帯に区分する。
5. 運搬排雪車確認報告については排雪作業に係る運搬車について記載する。
6. 人力作業確認報告については除排雪作業に伴う人力作業について記載する。

〔 実作業 — 主目的の作業時間 — (—) 〕
〔 移 動 — 現場間移動時間 — (=) 〕
〔 その他 — 待機整備休憩時間 — (—) 〕

請求稼働時間

タ
コ
グ
ラ
フ